

「第4回高校生自転車交通安全動画コンテスト」実施要綱

1 趣旨

高校生による動画作成を通じ、高校生自身が自転車の交通安全について考える機会とするとともに、作成された動画のうち優秀作品を表彰の上、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で配信することで県民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 応募テーマ

高校生の自転車事故防止に関すること
～高校生自転車事故率全国ワースト1位からの脱却～

3 応募部門

- (1) ストーリー動画部門
30秒以上60秒以内の縦型又は横型動画
- (2) ショート動画部門
30秒以内の縦型動画

4 募集期間

令和5年8月1日（火）～令和5年11月30日（木）必着

5 応募資格

令和5年8月1日現在、群馬県内の同一の高等学校（中等教育学校の4～6年生、高等専門学校1～3年生を含む。）に属する者によるグループ（生徒会・委員会・部活動単位などのほか、任意のグループも可）とします。

※ 作品制作に当たっては、必ずグループごとに責任教諭（生徒会担当教諭、部活動顧問等）を設置し、制作段階から責任教諭に相談の上、学校を通して応募してください。

※ 1人の生徒が携われるのは、1作品のみとします。

※ 1つのグループが応募できるのは、1作品のみとします。

6 応募方法

- ・ 応募用紙に必要な事項を記載してください。
- ・ 動画の応募方法

(1) 電子媒体による応募

作成した動画（形式はmp4, mov, wmvのいずれかに限る。）は、電子媒体（DVD、CD-R、SDカード、microSDカードのいずれか）に記録の上、事務局（群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）又は最寄りの警察署交通課に、応募用紙と共に提出又は郵送して下さい（持参の場合は、事務局、警察署どちらも平日午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。）。

記録に必要な電子媒体は作成者自身で用意してください。

提出された電子媒体は返却いたしませんので、御注意ください。

(2) 群馬県庁インターネットファイル共有システムによる応募

作成した動画を大容量のデータ送受信が可能な群馬県庁インターネットファイル共有システムを利用して応募することができます。スマートフォンから直接応募ができます。

利用される方は、事務局にメール又は電話にて連絡をして下さい。（事務局の対応については、平日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。）

※ (2)により応募する際は、必ず責任教諭から応募用紙を事務局にメール又は郵送してください。

7 動画作成上の注意事項

- ・ ストーリー動画部門は、30秒以上60秒以内の縦型又は横型動画、ショート動画部門は、30秒以内の縦型動画としてください。

規定時間以外の作品は審査対象外とします。時間の長短は審査に影響しません。

- ・ 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
- ・ 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。
- ・ BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲又は著作権フリーの音楽としてください。著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とします。
- ・ 公道での撮影は、危険を伴うため禁止とします。公道で撮影された作品は、審査対象外となります。（指定日であれば、群馬県総合交通センターの教習コースが使用

できますので、ご利用下さい。)

- ・ 出演者には必ず承諾を得て下さい。出演者でなくても、容姿が映り込んでいる場合はその方への承諾が必要です。
- ・ 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を使用してください。
- ・ 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。

8 審査

事務局（群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）が指名する審査員により、審査を実施します。

審査結果についての異議・問い合わせについては、原則受け付けないこととします。

9 入賞作品発表及び表彰式

- ・ 審査結果は入賞者のみに通知します。また、県ホームページに掲載します。
- ・ 表彰式の日程等は、入賞者に別途通知します。

10 表彰

(1) ストーリー動画部門

- ・ グランプリ作品 1 作品 表彰状及び商品券 10 万円
- ・ 準グランプリ作品 1 作品 表彰状及び商品券 3 万円
- ・ 審査員特別賞 2 作品 表彰状及び商品券 1 万円

(2) ショート動画部門

- ・ グランプリ作品 1 作品 表彰状及び商品券 5 万円
- ・ 準グランプリ作品 1 作品 表彰状及び商品券 2 万円
- ・ 審査員特別賞 1 作品 表彰状及び商品券 1 万円

11 注意事項

- (1) 受賞作品は広く公開されることとなりますので、個人の氏名、居住地等が特定されることがないように十分確認の上、応募してください。
- (2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。
- (3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、入賞作品は、群馬県公式YouTubeチャ

ンネル「tsulunos」で配信します。その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。

(4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、群馬県は一切その責任を負いません。

- ・ 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
- ・ 公道で撮影したもの
- ・ 応募者以外が作成したもの
- ・ 他の動画サイト等で公開されているもの
- ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝若しくは勧誘行為に当たるもの
- ・ 個人、企業、団体等の中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ・ 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- ・ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- ・ その他共催者が不適切と判断するもの

(5) 群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」配信後に不正等が発覚した場合は、当該作品を削除し、表彰を取り消します。

12 個人情報の取扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、本コンテストのみに使用します。

13 実施機関・団体

(1) 共催

群馬県、群馬県教育委員会、群馬県警察本部、公益財団法人群馬県交通安全協会

(2) 協賛

公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金

(3) 後援

一般社団法人日本損害保険協会関東支部群馬損保会

14 その他

この要綱は予告なく変更する場合があります。

15 事務局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室

電話 027-226-2388

FAX 027-243-7285

E-mail kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp